

事務連絡
平成23年9月9日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成23年厚生労働省告示第317号)が公布され、平成23年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成23年10月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分057の(1)に次のように加える。
⑥ ライナー(Ⅳ)
- 2 別表Ⅱ区分059の(3)を次のように改める。

B0020570106



(3) 人工関節固定強化部品

① 人工関節固定強化部品(I)

B0020590301

② 人工関節固定強化部品(II)

B0020590302

3 別表Ⅱ区分133の(9)の④を次のように改める。

④ 脳血栓除去用

ア ワイヤ型

B00213309041

イ 破砕吸引型

B00213309042

4 別表Ⅱに次のように加える。

168 心腔内超音波プローブ

(1) 標準型

B00216801

(2) 磁気センサー付き

B00216802

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

現 行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 臼蓋形成用カップ(I)	
ア 標準型	B002 057 01 01 1
イ 特殊型	B002 057 01 01 2
② 臼蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
⑥ ライナー(IV)	B002 057 01 06
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	
ア 標準型	B002 057 02 01 1
イ 特殊型	B002 057 02 01 2
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
059 オプション部品	
(1) 人工股関節用部品	B002 059 01
(2) 人工膝関節用部品	B002 059 02
(3) 人工関節固定強化部品	
① 人工関節固定強化部品(I)	B002 059 03 01
② 人工関節固定強化部品(II)	B002 059 03 02
(4) 再建用強化部品	B002 059 04
133 血管内手術用カテーテル	
(9) 血栓除去用カテーテル	
① バルーン付き	
ア 一般型	B002 133 09 01 1
イ 極細型	B002 133 09 01 2
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 01 3
② 残存血栓除去用	B002 133 09 02
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 03
④ 脳血栓除去用	
ア ワイヤ型	B002 133 09 04 1
イ 破砕吸引型	B002 133 09 04 2
168 心腔内超音波プローブ	
(1) 標準型	B002 168 01
(2) 磁気センサー付き	B002 168 02

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 臼蓋形成用カップ(I)	
ア 標準型	B002 057 01 01 1
イ 特殊型	B002 057 01 01 2
② 臼蓋形成用カップ(II)	B002 057 01 02
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002 057 01 03
④ ライナー(I)	B002 057 01 04
⑤ ライナー(III)	B002 057 01 05
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	
ア 標準型	B002 057 02 01 1
イ 特殊型	B002 057 02 01 2
② 大腿骨ステム(II)	B002 057 02 02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002 057 02 03 1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002 057 02 03 2
④ 人工骨頭用	
ア モノポーラカップ	B002 057 02 04 1
イ バイポーラカップ	B002 057 02 04 2
(3) 単純人工骨頭	B002 057 03
059 オプション部品	
(1) 人工股関節用部品	B002 059 01
(2) 人工膝関節用部品	B002 059 02
(3) 人工関節固定強化部品	B002 059 03
(4) 再建用強化部品	B002 059 04
133 血管内手術用カテーテル	
(9) 血栓除去用カテーテル	
① バルーン付き	
ア 一般型	B002 133 09 01 1
イ 極細型	B002 133 09 01 2
ウ ダブルルーメン	B002 133 09 01 3
② 残存血栓除去用	B002 133 09 02
③ 経皮的血栓除去用	B002 133 09 03
④ 脳血栓除去用	B002 133 09 04